

滋賀労働

Mother Lake

滋賀県労働広報紙

608号 2008

最低賃金改正のお知らせ

滋賀県の最低賃金は、最低賃金審議会答申を受け、平成20年10月18日より1時間当たり691円に改正されました。

滋賀県最低賃金は、常用・パートなど雇用形態を問わず、県内すべての労働者に適用されます。最低賃金は賃金の最低額を保障するとともに、労働条件の改善に重要な役割を果たしています。

時間額 677円 → **691円**

平成20年12月20日より、滋賀県内の産業別最低賃金が改正されます。

紡績業、化学繊維製造業、その他の織物業、染色整理業、繊維粗製品製造業、その他の繊維製品製造業

時間額 **726円**

繊維工業（ねん糸製造業、織物業、網・網製造業、レース・繊維雑品製造業）

時間額 **696円**

ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業

時間額 **807円**

製鋼・製鋼圧延業、鋼材、鉄素形材、鑄鉄管製造業

時間額 **775円**

はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業（旧「一般機械器具製造業」）

時間額 **808円**

計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ製造業

時間額 **796円**

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

時間額 **790円**

自動車・同附属品製造業

時間額 **810円**

各種商品小売業（衣食住の全てを扱い、そのうちどれが主になるか判別できない事業所）

時間額 **738円**

※最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外・休日・深夜手当、賞与、臨時に支払われる賃金は含まれません。

【問い合わせ先】

滋賀労働局賃金室 TEL：077-522-6654

彦根労働基準監督署 TEL：0749-22-0654

大津労働基準監督署 TEL：077-522-6641

東近江労働基準監督署 TEL：0748-22-0394

働く女性のキャリアアップ講座を開催しました

去る11月10日(月)、19日(水)の2日間、滋賀県大津合同庁舎において「働く女性のキャリアアップ講座」を実施し、県内企業の中堅女性職員延べ77名が参加しました。当講座は、組織の中で中堅としての役割を期待される女性にスポットをあて、リーダーとしての資質の向上、職業能力の開発等を目的に、滋賀県が開催したものです。(共催 滋賀労働局)

プログラム1として1日目は、「働く女性のメンタルヘルス」と題して、臨床心理士・聖泉大学人間学部教授 高橋啓子先生の講義と、「ハッピー☆キャリアを手に入れる」と題した戦略マーケティング研究所ケイ・ファクトリー 佐野智世先生による講義を行いました。また、プログラム

2として2日目は、アルト・キャリア開発 森真江先生の「魅力的な中堅リーダーになるために」と題した講義を行いました。

参加者からは「講座で学んだことを今後に活かしたい」「他の企業の参加者と交流できて良かった」「目標を持つことの大切さを感じた」などの感想が多く寄せられました。



しがワーク・ライフ・バランス推進フォーラムが開催されました

11月21日(金)にピアザ淡海ピアザホールにおいて、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現を目指すフォーラムが県内の経済団体等の主催・共催、滋賀労働局、滋賀県の後援により開催されました。

フォーラムでは、今年の6月に行政、労・使、地域団体など16団体を構成メンバーとして組織された「仕事と生活の調和推進会議しが」が、「仕事と生活の調和に向けた共同アピール」を宣言しました。続いて、少子化問題研究の第一人者である(株)富士通総研の渥美由喜主任研究員と嘉田由紀子滋賀県知事が、お互いの子育て体験や滋賀の特性を踏まえながら、ワーク・ライフ・バランスの意義や今後の取り組みについて対談しました。

最後に、「様々なライフスタイルに応じた働きやすい職場づくり」についてのパネルディスカッションが行われました。モデレーター 荒井壽夫滋賀大学経済学部教授、コメンテーター 渥美由喜主任研究員、パネリストは、労働者の実情に応じた休暇制度の導入や長時間労働の抑制などに労使が協調して取り組んでおられる、竹中仁美氏(竹秀建設(株))、(株)愛・ユー・ケアサービス 代表取



締役)、寺本哲子氏((有)でじまむワーカーズ 代表取締役)、倉本信二氏(三ツ星ベルト(株)管理本部人事部部長)、市岡英夫氏(センカ(株)生産部門部長代理)により、事例紹介を交えながら活発な議論が行われました。

※詳しい内容については、滋賀県ホームページをご覧ください。

- ・フォーラム議事録
労政能力開発課サイト
<http://www.pref.shiga.jp/f/rosei/index.html>
- ・仕事と生活の調和に向けた共同アピール
男女共同参画課サイト
<http://www.pref.shiga.jp/c/danjo/index.html>

滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業「有限会社でじまむワーカーズ」の取り組み

滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業の登録企業である有限会社でじまむワーカーズの取り組みについて紹介します。

有限会社でじまむワーカーズは、家事や育児をしながら、プロフェッショナルな精神で仕事にも打ち込みたい…そんな思いから、1999年寺本哲子社長ら子育て中の主婦3人によって設立されました。

設立当初から家庭と仕事を両立させることが必要不可欠な状態であったことから、最初は各自の自宅に専用回線を引き、在宅勤務からのスタートでした。

その後、オフィスを構えたことから「通勤」がスタートしました。しかし、設立時からのルールである「裁量労働」によることで、子どもの看病等による在宅勤務や学校行事等による中途退席を可能にするなど柔軟な働き方ができるように工夫をされています。

また、育児休業者には、職業能力開発のための専門誌の購読やセミナーへの参加を会社で経費負担することで支援するとともに、社内メールの送付による情報提供をされています。

こうした取り組みにより、能力や、やる気のある人が応募してくれるようになり、人材の確保の面で効果が現れているそうです。



社内風景

今後の課題を寺本社長に尋ねると「従業員も増え、新入社員も入っていることから、管理・評価制度の整備を進めること。そして、ベンチャー企業であり、裁量労働ということから長時間労働になっている部分を今後改善していくこと」ということでした。

企業概要

Digimom Work@rs
有限会社でじまむワーカーズ
<http://www.digimomw.com/>

所在地 草津市大路二丁目3-11
辻第2ビル

代表者 代表取締役 寺本哲子

労働者数 7名(パート含む)

業務内容 WEB制作、デザイン制作、システム開発

就業時間 平日9:30~18:30

(土・日、祝日、年末年始は休み) 寺本社長



平成20年度 滋賀県障害者雇用等優良事業所等知事表彰

滋賀県では、障害者の雇用促進と職業の安定を図るため、チャレンジDWORK運動推進事業の一環として障害者雇用にかかる知事表彰を実施しています。

今年度は、9月11日に大津プリンスホテルで開催された「障害者ワークフェア」において、下記のとおり事業所および勤労者の皆様が受賞されました。



知事 表彰の部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者雇用優良事業所 ・ 優秀勤労障害者 	有限会社豆藤(大津市) 瀧澤 肇(三友エレクトリック(株) 勤務) 三崎 勇((株) 大鋼製作所勤務)
知事 褒賞の部	<ul style="list-style-type: none"> ・ チャレンジDWORK推進賞 	宮川パネ工業株式会社(東近江市) 株式会社藤井建設(安土町) (敬称略)

(財)21世紀職業財団からのお知らせ

育児・介護雇用安定等助成金

両立支援レベルアップ助成金

支給機関：(財)21世紀職業財団
支給申請：(財)21世紀職業財団地方事務所

(参考) 中小企業子育て支援助成金

支給機関：都道府県労働局
支給申請：(財)21世紀職業財団地方事務所

代替要員確保コース	◀ 育児休業取得者の代替要員を確保し、育児休業取得者を原職等に復帰させたとき
休業中能力アップコース	◀ 育児休業又は介護休業を取得した労働者が、スムーズに職場に復帰できるようなプログラムを実施したとき
子育て期の短時間勤務支援コース	◀ 小学校第3学年修了までの子を養育する労働者が利用できる短時間勤務の制度を設け、利用者が生じたとき
事業所内託児施設設置・運営コース	◀ 事業所内に労働者のための託児施設を設置・運営したとき
ベビーシッター費用等補助コース	◀ 労働者が育児・介護サービスを利用する際に要した費用の補助を行ったとき
職場風土改革コース	◀ 両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備を計画的に行ったとき
男性労働者育児参加促進コース	◀ 男性の育児参加を促進するモデル的な取組を実施したとき

※申請企業が多い場合には、予算を勘案して対応させていただきますので、あらかじめご了承ください。

受給のためには

- 雇用保険の適用事業主又は事業主団体であることが必要です。
- 「中小企業」は、次のいずれかの区分に該当するものとなります。

区 分	小売業 (飲食店含む)	サービス業	卸売業	その他 の業種
資本又は出資の額	5千万円以下	5千万円以下	1億円以下	3億円以下
常用労働者数	50人以下	100人以下	100人以下	300人以下

- 労働保険料を納入していない事業主等及び過去に給付金に関し不正行為を行った事業主等については、支給を受けられないことがあります。

- 中小企業子育て支援助成金は、常用労働者100人以下の事業主が対象となります。

【問い合わせ先】 (財)21世紀職業財団滋賀事務所

〒520-0043 大津市中央3-1-8 大津第一生命ビル2F TEL：077-523-5141



滋賀県では、次世代を担う青少年に優れた技能を身近に触れる機会を提供し、技能をとおして能力が発揮され、夢と希望が与えられるよう、また技能者の技能水準と社会的・経済的地位の向上を図るための取り組みを行っています。

おうみものづくりフェア(技能フェア2008)を開催しました

平成20年10月25日(土)、26(日)の二日間、テクノカレッジ近江(県立近江高等技術専門学校)において、おうみものづくりフェアを実行委員会(滋賀県・滋賀県職業能力開発協会・滋賀県技能士会ほか関係団体等)の主催により開催しました。

13回目の開催となる今回のフェアでは、親子でコックや大工、ヘアスタイリスト等を体験できる「ものづくり教室」をはじめ、公共職業訓練施設の訓練生と高校生が旋盤職種において技を競い合う「技能競技大会」、おうみの名工・高度熟練技能者・おうみ若者マイスター認定者等の方々に技能継承を目的として高校生へ技術指導をしていただく「おうみ若者研修道場」等を実施しました。

また、2007年ユニバーサル技能五輪国際大会のメダリストが全国を縦断する「ようこそ技能五輪メダリスト(主催:

厚生労働省)」では、**電気職種金メダリスト**の堀井裕貴さん(㈱きんでん所属)に国際大会での体験談や実演を行っていただき、高校生達にとって貴重な機会となりました。

その他、県立高等技術専門学校や工業高校等による展示や即売、滋賀県建設業協会による建設業で働く人々の写真パネルの展示等も盛況し、ものづくりの楽しさ・素晴らしさで溢れた二日間とすることができました。たくさんのご来場ありがとうございました。



第46回技能五輪全国大会

—滋賀県代表選手 金賞・銀賞・敢闘賞に輝く—

平成20年10月31日(金)から11月3日(月)にかけて、千葉県を中心に第46回技能五輪全国大会が開催されました。当大会は、23歳以下の青年技能者(一部の職種を除く)の技能レベルの日本一を競う技能競技大会です。滋賀県からは、10月15日(水)の結団式で知事の激励を受けた8職種・12名の選手が県代表として出場しました。大会では、電気職種において優勝された川下政彦さん(㈱きんでん所属)を含む下記の方が見事に入賞を果たされました。

(敬称略)

競技職種	入賞順位	氏名	所属
電 工	金 賞 (厚生労働大臣賞)	かわした まさひこ 川下 政彦	㈱きんでん 滋賀支店
和 裁	銀 賞	さかくち あゆみ 阪口 歩	㈱たけなか
機械組立て	敢闘賞	やまだ こうじ 山田 康司	パナソニック 電気㈱彦根工場



(10月15日に県公館で開催した結団式の模様)

平成20年度「おうみ若者マイスター」 「おうみの名工」が決まりました

●おうみ若者マイスター

滋賀県では、県内に在住、またはお勤めの35歳未満の優秀な若い技能者を「おうみ若者マイスター」に認定し、おうみ若者マイスターが技能振興活動を行うことで、若い技能者の技能研さんへの意欲向上と、社会全般に技能を尊重する気運が醸成されることを目的として、「おうみ若者マイスター認定事業」を実施しています。

このたび平成20年度おうみ若者マイスターとして右記の12名を認定しました。



平成20年11月12日(水)
滋賀県公館にて認定式を行いました。

(敬称略)

認定者	職種	勤務先(所在市町)
ふかお 深尾 草央	和生菓子製造工	(有)たねや(近江八幡市)
かわにし 川西 豪志	日本料理人	ひさご寿し(近江八幡市)
なかい 中井 栄子	電子複写機組立工	長浜キヤノン(株)(長浜市)
しみず 清水 徹	プラスチック成形工	パナソニック電気(株)彦根工場
かわさき 河崎 草功	数値制御金属工作機械工	パナソニック電気(株)彦根工場
すぎうら 杉浦 寛之	かわらふき工	杉浦ルーフ工業(高島市)
しまだ 島田 遥	造園工	(株)近江庭園(大津市)
こもと 小本 隆	溶射工	(株)シンコーメタリコン(湖南市)
はっとり 服部 美香	美容師	長谷美容室石山店
おおの 大野 政樹	建築塗装工	稲葉工業(株)(大津市)
またむら 北村 守	石工	北村石材店(多賀町)
まくち 菊地 雅也	溶接工	川重冷熱工業(株)滋賀工場(草津市)

●おうみの名工

卓越した技能を有し、後進の指導育成を通じ、働く者の職業能力の開発・向上に尽力されている方を「おうみの名工」として表彰しています。

今年度は11月27日(木)に県庁において開催された滋賀県職業能力技能開発促進大会において下記の18名の方が表彰されました。



おうみの名工 代表受賞(浦部善弘さま)

被表彰者氏名	所属名	職種名
うらべ 浦部 善弘	浦部石材工業(有)	石工
おおにし 大西 貴	大西新之助商店	織布工
かわさき 川崎 徹	ダイハツ工業(株)滋賀(竜王)工場	機械修理工
かわさき 川崎 栄	ヤンマー(株)小形エンジン事業本部	特殊産業用機械組立工
かんどり 神鳥 靖弘	キヤノンマシナリー(株)	金属工作機械工
きたがわ 北川 勇	ダイハツ工業(株)滋賀(竜王)工場	金型仕上工
さだつね 定常 肇	日伸工業(株)	研磨盤工
しまだ 島田 政義	(株)岸本商店	仏壇漆塗師
すぎもと 杉本 清治	三菱重工業(株)工作機械事業部	金属工作機械組立工

被表彰者氏名	所属名	職種名
たなべ 田邊 政利	ホテルラフォーレ琵琶湖	西洋料理人
なかたけ 中武 安徳	(株)ゴーシュー	鍛造工
にしざわ 西沢 勝治	(有)とも栄菓舗	和生菓子製造工
にしむら 西村 繁太郎	西村繁造園	造園工
にしやま 西山 辰美	社寺建築(株)木澤工務店	宮大工
のぐち 野口 廣一	パーバーショップのぐち	理容師
やまかわ 山川 正	(株)叶匠寿庵	和干菓子製造工
やまざき 山崎 良信	琵琶湖グランドホテル	日本料理人
やまなか 山中 輝男	山中輝建具店	木製建具製造工

※50音順・敬称略

技能向上セミナーのご案内

滋賀県ではテクノカレッジ(高等技術専門校)において、各在職者の方々の技能向上を目的に、「技能向上セミナー」を開催しています。

平成21年2月～3月に開催するコースは、機械系、溶接系、電気・電子系、建築系、制御系を併せて全21コースです。申し込みは各コース開始日の1ヶ月前までとなっています。企業研修、自己啓発等にご活用ください。

コースの詳細(開催日・内容・受講料等)については、右記にお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

- **テクノカレッジ草津**(滋賀県立草津高等技術専門校)
草津市青地町1093
TEL：077-564-3297
<http://www.pref.shiga.jp/f/kusatsu-koto/index.html>
- **テクノカレッジ近江**(滋賀県立近江高等技術専門校)
米原市岩脇411-1
TEL：0749-52-5300
<http://www.pref.shiga.jp/f/omi-koto/index.html>

滋賀県地域ジョブ・カードセンターは 求職者の訓練実施企業を募集しています。

「ジョブ・カード制度」とは…

2008年度にスタートしたこの制度は、正社員の経験が少ない求職者などが、登録キャリア・コンサルタントの支援を受けて職務経歴や教育訓練歴、取得資格などの情報をまとめて「ジョブ・カード」に記載することにより、自らの職業能力を客観的かつ具体的に提示し、求人企業とのマッチングを促進するものです。

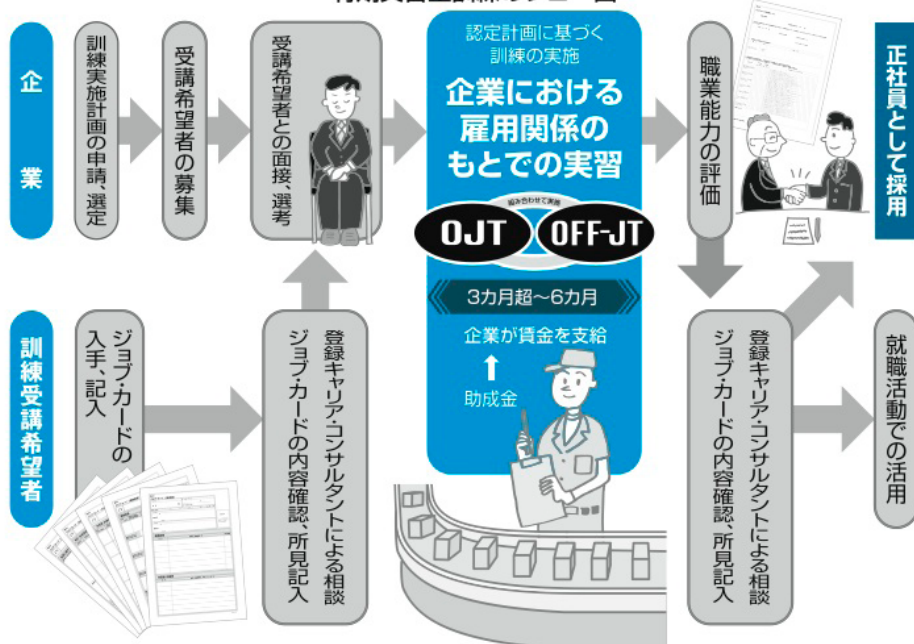
「訓練実施企業」を募集！

現在、滋賀県地域ジョブ・カードセンターにおいては、求職者(訓練希望者)を受入れ、企業内実習を行う企業を募集しています。この企業は、一定期間求職者(訓練希望者)と雇用契約を結び、教育訓練機関等と連携しながら実習、評価までを行っていただきます。

企業にとってのメリット…

- ①人材ニーズにマッチした自社での実習を通じて、即戦力の人材を確保できます。
- ②有期雇用による企業での実習を通じて、自社のニーズに応じた人材育成と評価(適性判断)ができるので、採用時のミスマッチを軽減できます。
- ③助成金を活用することにより、採用コストや企業研修に係るコスト負担を軽減できます。

有期実習型訓練のフロー図



有期実習型訓練の主な基準 (平成20年10月現在)

- ◆ **対象者**
正社員としての経験が少ない方(学校卒業後6カ月以内の方を除く)
- ◆ **総訓練期間 時間**
3カ月超6カ月以下(資格取得等の特別な場合は1年以内)、6カ月あたり425時間以上
- ◆ **総訓練時間に占める座学(OFF-JT)時間割合**
2割以上8割以下(訓練修了後に訓練受講者を正社員として雇用する場合には、1割以上9割以下)

お問合せは…

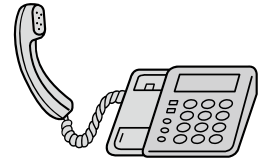
滋賀県地域ジョブ・カードセンター

滋賀県地域ジョブ・カードサポートセンター

- 滋賀県商工会議所連合会
TEL：077-521-4711
- 長浜商工会議所
TEL：0749-64-3001

労働相談 Q & A

テーマ「賃金」



質問1

私は、パートタイマーとして総合スーパーで働くことになりました。時間給が750円ということですが、法律で最低賃金額というものが決まっていますが、それを下回る賃金は無効と聞きました。私の場合は最低賃金を下回っていないでしょうか。

回答1

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとされている制度です。最低賃金には地域別最低賃金と産業別最低賃金の2種類があり、両方の最低賃金が同時に適用される場合、使用者は高い方の最低賃金以上を支払わなければなりません。仮に最低賃金より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとされます。

また、最低賃金には、「精・皆勤手当」「通勤手当」「時間外・深夜労働および休日労働に対する賃金」などは含まれません。

あなたの場合、地域別最低賃金(H20.10.18現在 滋賀県 691円)と各種商品小売業の産業別最低賃金(H20.12.20現在 滋賀県 738円)が適用されるため、738円以上支払われなければなりません。あなたの時間給に上記手当に相当するものが含まれていないか確認し、比較してみてください。なお、滋賀県の最低賃金と産業別最低賃金は次のアドレスに掲載されています。http://www.shiga-roudou.go.jp/tingin/19_tingin.html

質問2

先日、ある会社に営業社員の採用面接に行ったところ、「我が社の給料は完全歩合制なので、給与計算期間に全く契約を取ってこなかった営業社員には給料は支払わない」と言われました。このような決まり方だと、営業社員として働く決心が付きません。このようなやり方が許されるのでしょうか。

回答2

たとえ、実績を重視する営業社員であっても、会社が定める一定の労働時間を働いたのであれば、会社は、その労働時間に応じて一定の賃金を保障しなければなりません。(労働基準法第27条)

労働基準法では、保障額について定めてはいませんが、最低賃金法に基づいて都道府県ごとに定められた地域別最低賃金(産業別最低賃金が定められ

ているときはどちらか高い方)が最低保障額となります。

質問3

私の会社は、年によってボーナスが支給されたり、支給されなかったりします。

入社の際は、ボーナスに関して会社から何ら話が無く、私も当然にあるものと思いこんでいたので、特に確認しませんでした。ボーナスは法律上どのような位置づけにあるのでしょうか。

回答3

ボーナス(賞与、一時金)は、支給の有無や金額がもっぱら使用者の裁量に委ねられている場合は、単なる恩恵の給付であって賃金ではありません。しかし、労働協約、就業規則、労働契約などに少なくとも支給要件や支給時期、計算方法などが定められている場合は、労働基準法第11条での賃金となりますから、まず会社の規定を確認することが必要です。

また、規定がなくても、過去からの慣例としてボーナスが支払われているのであれば、規定があるのと同様と見なされるという判例もあります。

なお、労働基準法第11条で規定する賃金(退職手当を除く)の支払請求権は、同法第115条により2年で消滅時効を迎えます。

滋賀県労働相談所をご利用ください!

滋賀県労働相談所では、専門の相談員が賃金や就労条件、解雇の問題など労働にかかわる相談をお受けしています。

労働相談ダイヤル(通話料無料)

苦 勞 不 勞 使
0120-967164

面会および電話による相談時間

月曜～金曜(平日) 10時～20時

月曜～金曜(祝日) 17時～20時

土曜・日曜 10時～16時

面会による相談をご希望の方は下記までお越しください。

滋賀県労働相談所

J R草津駅前エルティくさつ3階

(草津市大路1-1-1)

TEL & FAX 077-564-2030

労働委員会だより

争議行為の予告通知と実情調査

労働委員会は、労働争議の解決のために、常にその実情を的確に把握しておく必要があります。このため、公益事業において争議行為を行う場合、住民の日常生活への影響が大きいことから、当事者にはその予告が義務づけられています。

争議行為とは

労働組合は、労働条件の改善等を使用者に要求する場合、まず団体交渉により解決するようにしますが、交渉の場において、労使双方の主張が一致しない、あるいは意見の歩み寄りが見られない場合には、その主張を貫徹するため、やむを得ず、労働力の提供を拒否したり、仕事の能率を低下させたりする行動に出ることがあります。こうした行為を争議行為と呼んでいます。

争議行為の代表的なものとしては、同盟罷業(ストライキ)、怠業(サボタージュ)があり、また、これに対抗する使用者の争議行為としては、作業所閉鎖(ロックアウト)があります。

争議行為の予告通知とは

公益事業の場合、争議行為をしようとする労働組合あるいは使用者は、争議行為をしようとする日の10日前までに^(※)、労働委員会および知事に対し、争議行為をする日時や場所、争議行為の概要等を文書により通知しなければならないことが、労働関係調整法第37条に規定されています。

(※)労働委員会および知事に通知が到達した日と争議行為をする日は含まず、満10日を間におかなければなりません。

対象となる公益事業とは

争議行為の予告通知を義務づけられている公益事業とは、次の事業活動を行うものであって、住民の日常生活に欠くことのできないものをいいます。

- ア 運輸事業
- イ 郵便または電気通信の事業
- ウ 水道、電気またはガス供給の事業
- エ 医療または公衆衛生の事業

公益事業はなぜ予告通知が必要なのか

公益事業は、その性格上、住民の日常生活に密接不可分な関係をもつものであり、その事業の正常な業務が阻害されると、住民の日常生活に大きな影響を与えることとなります。

したがって、争議行為を未然に防止し、また万一争議行為が実施される場合には、抜き打ち的な争議行為を回避し、争議行為の開始について住民に知らせることにより、日常生活における不測の損害を最

小限にくい止めることを目的に、事前の通知を義務づけています。

予告通知の提出先と予告後の処理

争議行為の予告通知は、その争議行為が、1つの都道府県の区域内の場合は当該都道府県の労働委員会および知事に対して、2つ以上の都道府県にわたる場合は中央労働委員会および厚生労働大臣に対して通知しなければなりません。

予告通知を受けた知事または厚生労働大臣は、直ちに公報または官報で公表し、住民が予期しない混乱に陥ることのないようにします。

予告通知をせずに争議行為をした場合

十万円以下の罰金に処せられる場合があります。

争議行為の実情調査とは

争議行為の実情調査とは、労働争議が発生した場合に、労働委員会が必要に応じて、その実態を把握し、調査の段階で適切な示唆、助言を与えることなどにより、争議の早期解決を図ろうと行うものです。

実情調査は、公益事業については争議予告通知に基づいて直ちに実施し、また、他の一般事業の場合でも地域社会に及ぼす影響が大きいと判断される場合などは必要に応じて実施します。

調査の方法は、通常、労働委員会事務局の職員が電話等により行いますが、必要があれば労働委員会の委員が実情を調査する場合もあります。

この調査は、争議の早期収拾に大きな役割を果たすものですから、関係当事者のご理解とご協力をお願いします。

**労使紛争に関する問題がありましたら、
お気軽にご相談ください!**

滋賀県労働委員会事務局

〒520-8577

大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁東館5階

TEL 077-528-4473

<http://www.pref.shiga.jp/l/roi/>

滋賀労働局雇用均等室からのお知らせ

改正パートタイム労働法の施行状況について

～ 滋賀における施行半年間(4～9月)の状況 ～

1 雇用均等室に寄せられた相談(表1)

- 平成20年度上半期に滋賀労働局雇用均等室に寄せられたパートタイム労働法に関する相談は、**64件**でした。
- 相談は、事業主からのものが多く、内容では「労働条件に関する文書の交付(第6条)」に係るものが最も多く(18件)なっています。

表1 相談者別相談内容の内訳(件数)

	短時間労働者	事業主	その他	合計
労働条件に関する文書の交付等(第6条)	3	13	2	18
就業規則の作成の手続(第7条)	0	0	0	0
差別的取扱いの禁止(第8条)	2	7	1	10
賃金の決定方法(第9条)	0	1	0	1
教育訓練(第10条)	0	1	0	1
福利厚生(第11条)	0	1	0	1
通常の労働者への転換(第12条)	3	5	2	10
待遇の決定に当たって考慮した事項の説明(第13条)	0	1	0	1
短時間雇用管理者の選任(第15条)	0	1	0	1
その他	3	9	9	21
合計	11	39	14	64

2 雇用均等室による助言等(表2)

- 平成20年度上半期に滋賀労働局雇用均等室では、41事業場を対象に報告徴収を実施し、このうち35事業場に対し、**80件の助言等**を行いました。
- 事項としては、「通常の労働者への転換」に係るものが最も多く(27件)、次に「労働条件に関する文書の交付等」が多く(21件)なっています。
- 雇用均等室による助言等の結果、**65件(81.3%)が是正・改善**されています。

表2 助言等の内容(件数)

	件数
労働条件に関する文書の交付等(第6条)	21
就業規則の作成の手続き(第7条)	10
差別的取扱いの禁止(第8条)	0
賃金の決定方法(第9条)	11
教育訓練(第10条)	5
福利厚生(第11条)	0
通常の労働者への転換(第12条)	27
待遇の決定に当たって考慮した事項の説明(第13条)	0
短時間雇用管理者の選任(第15条)	5
その他	1
合計	80



【問い合わせ先】 滋賀労働局雇用均等室 TEL:077-523-1190

平成19年就業構造基本調査(速報)について

平成19年就業構造基本調査は、日本における就業、不就業の実態を把握することを目的に、平成19年10月1日現在で実施されました。この調査の対象範囲は、調査日において日本に常住する15歳以上の人(外国人を含む、11030万人)です。実際の調査は、全国から抽出された世帯の15歳以上の世帯員で、約45万世帯の約100万人の調査に基づき、対象範囲となる人口全体について算出されたものです。

本年7月に総務省統計局から速報が公表されました。それを基に滋賀県総務部統計課において、滋賀県にかかるデータを中心にその結果概要をまとめましたのでその一部を掲載します。なお、詳細については、総務省統計局のホームページ <http://www.stat.go.jp> 滋賀県総務部統計課ホームページ <http://www.pref.shiga.jp/c/toukei/index.html> をご覧ください。

1 15歳以上人口の就業状態

平成19年10月1日現在の滋賀県の15歳以上の人口は118万2800人で、有業者数は73万1千人、無業者は45万1800人となっており、有業者および無業者は平成14年(前回調査時)に比べ男女とも増加しています。

また、有業者の産業別割合をみると、滋賀県は第1次産業が2.9%(全国4.3%)、第2次産業が36.6%(同26.9%)、第3次産業が60.9%(同68.8%)となっており、滋賀県は第2次産業で全国第1位の割合となっています。

有業率は、61.8%で、平成14年に比べ0.4ポイント上昇していますが、女性は増加しているものの男性が減少しています。

平成19年の有業率は全国第9位(全国59.8%)となっています。(表1、図1)

表1 男女、就業状況別15以上人口(滋賀県)

(人、%、ポイント)

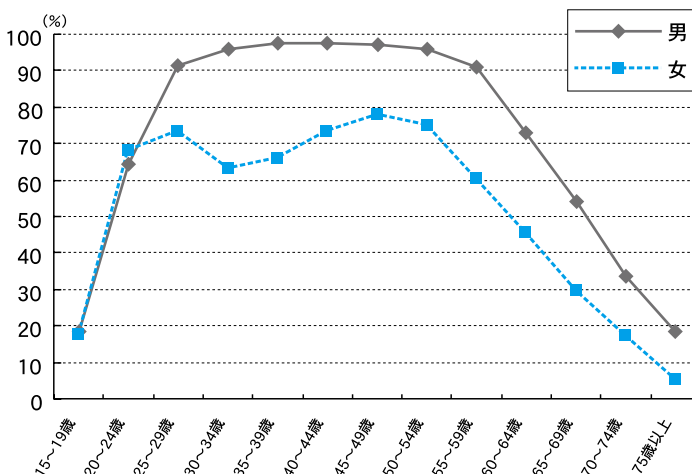
男女	就業状況		15歳以上人口	有業者		有業率
				有業者	無業者	
実数	総数	平成19年	1,182,800	731,000	451,800	61.8
		平成14年	1,141,800	700,800	441,000	61.4
	男	平成19年	580,000	427,300	152,700	73.7
		平成14年	558,600	414,000	144,600	74.1
	女	平成19年	602,800	303,700	299,100	50.4
		平成14年	583,300	286,800	296,400	49.2
増減	総数	実数	41,000	30,200	10,800	-
		増減率	3.5	4.1	2.4	0.4
	男	実数	21,400	13,300	8,100	-
		増減率	3.7	3.1	5.3	△ 0.4
	女	実数	19,500	16,900	2,700	-
		増減率	3.2	5.6	0.9	1.2

注1) 有業者の増減は平成19年と平成14年の有業率のポイント差を記載。
注2) 自衛隊の営舎内の居住者等を除く。

2 雇用者

雇用者(役員を除く)を雇用形態別にみると、「正規の職員・従業員」が37万6700人で、雇用者(役員を除く)に占める割合(構成比)が62.3%となっています。これは、全国(64.4%)で第42位の低い率となっています。

図1 男女年齢階級別有業率-平成19年(滋賀県)



そして、「パート」が9万9600人(同16.5%)、「アルバイト」が4万6800人(同7.7%)、「労働者派遣事業所の派遣社員」が3万4600人(同5.7%)、「契約社員」が2万300人(同3.4%)などとなっており、非正規就業者の割合は37.7%となっており、全国(35.5%)で第6位の高い率となっています。

平成14年と比べると、「正規の職員・従業員」で女性が4000人増えたものの男性が8400人減ったため、合計で4500人(5.4%)減少したのに対し、「労働者派遣事業所の派遣社員」は、男性が1万4300人、女性が8800人、合わせて2万3100人(3.7%)増加しています。(表2、表3)

表2 男女、雇用形態別雇用者数(役員を除く)および割合 — 平成14,19年(滋賀県)

(人、%、ポイント)

雇用形態	男女	実数			割合		
		総数	男	女	総数	男	女
平成19年	雇用者(役員を除く)	604,500	346,100	258,500	100.0	100.0	100.0
	正規の職員・従業員	376,700	268,700	108,000	62.3	77.6	41.8
	パート	99,600	9,500	90,100	16.5	2.7	34.9
	アルバイト	46,800	23,000	23,800	7.7	6.6	9.2
	労働者派遣事業所の派遣社員	34,600	19,100	15,500	5.7	5.5	6.0
	契約社員	20,300	11,200	9,200	3.4	3.2	3.6
	嘱託	15,100	9,200	5,900	2.5	2.7	2.3
	その他	11,400	5,400	6,000	1.9	1.6	2.3
平成14年	雇用者(役員を除く)	562,600	327,300	235,300	100.0	100.0	100.0
	正規の職員・従業員	381,200	277,100	104,000	67.8	84.7	44.2
	パート	91,700	6,600	85,200	16.3	2.0	36.2
	アルバイト	43,700	19,900	23,800	7.8	6.1	10.1
	労働者派遣事業所の派遣社員	11,500	4,800	6,700	2.0	1.5	2.8
	契約社員・嘱託	26,800	14,300	12,500	4.8	4.4	5.3
	その他	7,700	4,600	3,100	1.4	1.4	1.3
	増減	雇用者(役員を除く)	41,900	18,800	23,200	0.0	0.0
正規の職員・従業員		△ 4,500	△ 8,400	4,000	△ 5.4	△ 7.0	△ 2.4
パート		7,900	2,900	4,900	0.2	0.7	△ 1.4
アルバイト		3,100	3,100	0	△ 0.0	0.6	△ 0.9
労働者派遣事業所の派遣社員		23,100	14,300	8,800	3.7	4.1	3.1
契約社員・嘱託		8,600	6,100	2,600	1.1	1.5	0.5
その他		3,700	800	2,900	0.5	0.2	1.0

注1) 「パート」、「アルバイト」等の雇用形態は職場の呼称による。
 注2) 「契約社員・嘱託」の増減は、平成19年「契約社員」および「嘱託」の合計と平成14年「契約社員・嘱託」との差。

表3 雇用形態、都道府県別雇用者(役員を除く)の割合 — 平成14,19年

(%)

雇用形態	正規就業者		非正規就業者		雇用形態	正規就業者		非正規就業者	
		うち若年者		うち若年者			うち若年者		うち若年者
都道府県					都道府県				
全国	64.4	(68.0)	35.5	(31.9)	三重県	63.7	(68.1)	36.2	(31.7)
北海道	61.8	(64.5)	38.2	(35.3)	滋賀県	62.3	(67.6)	37.7	(32.2)
青森県	65.8	(70.0)	34.1	(29.7)	京都府	59.9	(64.5)	40.0	(35.5)
岩手県	66.4	(70.9)	33.5	(29.0)	大阪府	61.3	(64.6)	38.6	(35.1)
宮城県	63.9	(67.6)	35.9	(32.2)	兵庫県	63.1	(67.5)	36.8	(32.3)
秋田県	66.0	(70.3)	33.9	(29.5)	奈良県	63.0	(69.3)	36.9	(30.6)
山形県	67.8	(73.6)	32.0	(26.1)	和歌山県	64.5	(69.7)	35.3	(30.2)
福島県	66.0	(72.7)	34.0	(27.1)	鳥取県	67.6	(72.8)	32.4	(26.9)
茨城県	64.7	(69.6)	35.2	(30.3)	島根県	67.3	(72.5)	32.6	(27.5)
栃木県	65.0	(70.0)	35.0	(29.8)	岡山県	69.2	(71.5)	30.7	(28.3)
群馬県	64.5	(67.6)	35.4	(32.2)	広島県	64.8	(68.6)	35.0	(31.3)
埼玉県	63.5	(66.6)	36.4	(33.3)	山口県	67.0	(69.7)	32.9	(30.2)
千葉県	62.0	(67.1)	37.9	(32.7)	徳島県	70.1	(74.3)	29.8	(25.5)
東京都	65.2	(66.3)	34.7	(33.5)	香川県	69.4	(71.9)	30.5	(28.0)
神奈川県	64.9	(66.7)	35.0	(33.2)	愛媛県	67.1	(71.1)	32.9	(28.8)
新潟県	69.0	(72.3)	30.9	(27.6)	高知県	66.5	(70.5)	33.3	(29.4)
富山県	70.7	(74.5)	29.2	(25.4)	福岡県	63.4	(67.6)	36.5	(32.3)
石川県	68.2	(71.9)	31.8	(28.0)	佐賀県	67.5	(69.4)	32.4	(30.5)
福井県	69.9	(74.6)	29.9	(25.3)	長崎県	66.3	(68.9)	33.6	(30.9)
山梨県	63.6	(69.2)	36.4	(30.7)	熊本県	65.3	(68.4)	34.6	(31.6)
長野県	64.7	(68.6)	35.2	(31.4)	大分県	66.8	(70.7)	33.1	(29.2)
岐阜県	63.6	(68.7)	36.3	(31.3)	宮崎県	66.9	(68.6)	33.1	(31.2)
静岡県	64.2	(68.3)	35.7	(31.6)	鹿児島県	65.1	(69.6)	34.8	(30.2)
愛知県	64.8	(68.8)	35.2	(31.1)	沖縄県	59.2	(63.9)	40.7	(35.9)

注1) ()内は平成14年の結果
 注2) 若年者とは15~34歳の者をいう。

出典：滋賀県総務部統計課発行「統計だより第650号(2008年9月号)」



定年引上げ等を実施する事業主さんを応援します！

① 中小企業高年齢者雇用確保措置実現奨励金

傘下企業の事業主が人材を確保できるように高年齢者雇用確保措置を導入(平成20年度は63歳)させた場合、当該取組みに要した経費のうち、最高で300万円が支給されます。

② 70歳定年引上げ等モデル企業助成金

事業主が70歳以上まで働くことのできる新たな職域を開拓したり、新分野へ進出した場合、計画の認定を受けると当該取組みに要した費用の2分の1、最高で500万円が支給されます。

③ 中小企業定年引上げ等奨励金

現在、65歳未満の定年制を定めている事業主が、希望者全員に70歳以上の雇用継続制度を導入した場合80万円、また、70歳以上の定年制を導入した場合、なんと最高で160万円が支給されます。

なお、65歳以上70歳未満の定年制を定めている事業主も70歳以上の定年制を導入した場合、最高で80万円が支給されます。

新規創業される方には

④ 高年齢者等共同就業機会創出助成金

45歳以上の高年齢者等3人以上が、自らの職業経験等を活用すること等により共同で事業を開始し、労働者を雇い入れて継続的な雇用・就業の機会を創出した場合に支給されます(助成金は500万円が限度です)

【問い合わせ先】 社団法人 滋賀県雇用開発協会 TEL: 077-526-4853 FAX: 077-526-0778
〒520-0056 大津市末広町1-1 日本生命大津ビル3F <http://www.shiga-koyou.or.jp>

中退共の退職金で モーっと 元気な会社

中小企業の社長さんに知ってほしい があります。

モーっと 安全! 国の制度で安心・確実
掛金の一部が助成されます。

モーっと 有利! 掛金は損金として全額非課税
掛金以外の雑損費はかかりません。

モーっと 簡単! 管理がラクな社外積立
退職金額・納付状況もご報告。

● 資格退職年金制度からの移行先です。 ● パートさんも加入できます。
● 転職先でも引き継げる「遺棄制度」があります。

人材のさらなる安定確保のためにも。

中小企業の退職金なら「中退共」

ホームページで動画「なるほど納得!中退共制度」をご覧ください。 <http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp>

滋賀県労働局労働政策課
中小企業退職金共済制度課
〒520-0056 大津市末広町1-1 日本生命大津ビル3F
TEL: 03-3436-0151 FAX: 03-3436-0400

中退共

検索

「滋賀労働」へのご意見・ご感想はこちらまで
滋賀県商工観光労働部労政能力開発課
〒520-8577 大津市京町 4-1-1
TEL 077-528-3751 FAX 077-528-4873
E-mail fe00@pref.shiga.lg.jp
<http://www.pref.shiga.jp/>

編集後記

滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業の登録数が順調に伸びています。取組みの輪がさらに広がるように、今後も機会を作り、登録企業の取組事例や関連記事を掲載していきたいと思っております。(1)